明和町条件付一般競争入札　公告

別添の建設工事について条件付一般競争入札を行うので、明和町会計規則（昭和４９年明和町規則第８号）第９４条の規定に基づき公告する。

令和8年4月2日

明和町長　下村　由美子

１．条件付一般競争入札に付する事項

公告番号	工事名
・土木－１	管工－１　宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事（浄化センター前）

<u>※上記工事については、令和７年度明和町建設工事発注基準に基づき、同日に１業者が落札できる件数を、１件とする。</u>

※詳細については別添参照

参加資格に関する事項

条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号に該当するものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

（２）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可を有する者で現行の町入札参加資格者名簿に登録されている者

（３）明和町内に本店を有する者

（４）公告から入札時までの期間において、明和町から指名停止を受けていない者

（５）当該工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者等が本工事に専任、配置できる者

（６）手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が不健全でない者

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「会社更生法」という。）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号。以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査にかかる認定を受けていること。

（８）その他の建設業法等の法令・規則等に違反していない者

２．入札参加資格確認申請書の受付及び設計図書等の閲覧

（１）入札への参加希望者は、次の書類を提出すること

・明和町条件付一般競争入札参加申請書（様式第１号）

ただし、設計図書等の閲覧又は、貸出が済んでいない者は申請できない（閲覧室に備え付けの閲覧簿又は、貸出簿への記載を要する）。

※入札案件１件につき１枚の申請書を提出すること

※様式は明和町ホームページ入札関連情報からダウンロードすること

（２）受付期間：令和8年4月2日（木）から令和8年4月9日（木）

（３）提出場所：明和町役場総務課管財係

（４）設計図書等は明和町役場閲覧室において閲覧することができる。

なお、閲覧できる時間帯は、土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（５）設計図書等に対する質問は、令和8年4月2日（木）から令和8年4月9日（木）までの間に必ず書面により申し出ること。

※質問書の様式は明和町ホームページ入札関連情報からダウンロードすること

（６）回答は令和8年4月13日（月）午後１時から、明和町役場閲覧室及び明和町ホームページで供覧する。

３．参加資格の決定

令和8年4月13日（月）午後１時以降、資格審査申請による参加資格の有無について入札参加確認通知書（様式第２号）により通知する。

なお、連絡はいたしませんので、役場執務時間内に明和町役場総務課窓口まで取りに来て下さい。

また、参加資格がないと通知された者は、令和8年4月14日（火）までに書面により理由の説明を求めることができる。

４．入札保証金

入札保証金は免除する。

５．入札の執行

日時：　　令和8年4月16日（木）

場所：　　明和町役場　1階　研修室

６．辞退

競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより入札を辞退することができる。

（１）入札執行前にあっては、入札辞退届を総務課管財係までに直接持参又は郵送（入札執行日の当日までに到着するものに限る）により提出するものとする。入札辞退届を提出されても、これを理由として、以降の指名等について不利益な扱いを受けることはありません。

７．その他

（１）工事積算内訳書の合計額は第１回目の応札額と合致すること。（設計額５００万以上より）

（２）申請書及び添付書類等に虚偽の記載をした場合は、明和町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表指名停止基準により指名停止を行う。

（３）問合せ先　　多気郡明和町大字馬之上９４５番地

明和町役場　総務課管財係

ＴＥＬ　０５９６－５２－７１１１

ＦＡＸ　０５９６－５２－７１３３